

河南町国民保護計画の修正（概要）

【国民保護とは】

国民保護とは、外部からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいう。万が一、こうした事態が発生した場合、住民の避難や救援、被害の最小化など国民保護措置を迅速・的確に行うため、町では、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づき「河南町国民保護計画」を策定している。国の「国民の保護に関する基本指針」及び「大阪府国民保護計画」の変更に伴い、今回、同法第35条第3項の規定により、その整合性を図るため、河南町国民保護計画を変更する。

【修正の概要】

「国民の保護に関する基本指針」に「現地調整所の設置」、「武力攻撃事態等合同対策協議会への参加」、「Em—Net、J—ALERTの活用」及び「安否情報システムの利用」が盛り込まれたこと、「大阪府国民保護計画」では、「職員の配備基準」の表示方法及び「府と市町村の合同会議の統合」に変更されたことに伴い、河南町国民保護計画に反映させる。

河南町国民保護計画の主な修正内容（平成28年3月修正）

1 現地調整所（注）の設置

河南町は、武力攻撃による災害が発生した場合は、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における現地関係機関（注）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、「現地調整所」を設置する。

（注）現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うため、個々の現場に設けるもの

（注）府、町、消防機関、府警察、自衛隊、医療機関等の現地で活動する機関

2 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

国の現地対策本部が、「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催する場合に、町は当該協議会に参加し、情報の交換や相互協力を努める。

3 Em—Net、J—ALERTの活用

国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（Em—Net）、全国瞬時警報システム（J—ALERT）を活用する。

4 安否情報システムの運用開始に伴う改正

総務省（消防庁）において、個人情報保護された安否情報（注）システムが運用されたことに伴い、町から府への報告は、本システムを利用するなどの旨、記述する。

（注）安否情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、負傷状況など

5 職員の配備基準

大阪府国民保護計画の表現と同じにする。（中規模な武力攻撃災害、小規模な武力攻撃災害⇒武力攻撃災害）

6 府と市町村の合同会議の統合

府との情報共有は、府と合同で行う市町村防災・危機管理担当部課長会議等で行う会議とする。（市町村国民保護法制連絡会議⇒市町村防災・危機管理担当部課長会議）

7 データの更新、その他文言修正

- ・データの更新 人口、面積
- ・文言修正 障害者⇒障がい者、災害時要援護者⇒避難行動要支援者 など

8 組織改正等によるもの

- ・平成22年8月組織改正 総務部 ⇒ 総合政策部、総務部 など
- ・平成26年10月から消防事務委託 市町村が単独で設置する消防本部⇒受託市（富田林市）が設置する消防本部